

「想いをかたちに!!」ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

# ボランティア OSAKA

Vol.58  
2009 Autumn

特集

寄り添うこととは  
～傾聴ボランティア活動について考える～

誰もが多忙で余裕がなく、コミュニケーションがとりにくい高齢者などが孤独になりがちな昨今、「寄り添う」ことに注目が集まっています。そこで今号は、相手の話に耳を傾け、気持ちに寄り添う「傾聴ボランティア」の取り組みを紹介します。



大阪府市町村ボランティア連絡会(ボラ連)Vサイン

他団体との連携が大切 泉州発!防火・防災への取り組み

**TOPIX** 市民活動の今 高石市 NPO法人 泉ひまわりの会

市町村社協ボランティアセンター紹介 阪南市社会福祉協議会 ボランティアセンター

ボランティア活動中の事故を防ぐために

特集

# 寄り添うこととは ～傾聴ボランティア活動について考える～

孤独になりがちな病院・施設利用者、また一人暮らしの高齢者の増加などを背景に、傾聴ボランティア活動が注目されています。傾聴ボランティアとは、日常会話の中で話を聞くこととは違い、相手の気持ちに寄り添って話を受容・共感しながら聴く活動です。私たちは日常会話の中で、無意識に自分の意見を押し付けたりしますが、傾聴ボランティアは、相手を尊重し、聴く姿勢で関わることが基本です。話し手は、話しているうちに、自分の中で気持ちを整理し、答えをみつけて、元気になります。地域のニーズが高まり、担い手育成のための講座を開催するなど、その動きは活発化するなか、今回は、在宅や施設等で積極的に活動している団体の活動を通じて、傾聴ボランティアのあり方、社会的意義について、考えてみたいと思います。



「14の耳」代表の笛木庸子さん

認知症やうつ病などの疾患を抱える対象者も多く、最初からスマートフォンで話せるわけではありません。日によって調子の変化が大きい人もいます。「だから現地では傾聴モードに切り替えます。目と耳を合わせてにこやかに、全身全霊で耳を傾けて。以前は相手の方が話すごとに自分も言葉を返していく人もいます」

「話そうとしない人の場合は、黙つたまま寄り添うだけでもいいんです。信頼関係ができれば挨拶をするだけで、相手の方も表情が明るくなります」。

「寄り添う」とは、お互いの心が通い合うことだと笛木さんは話します。黙っていても安心できる状態は、話し手が満足しているというサインであり、ありのまま自分が受け入れられていくことの証。相手の気持ちを尊重する傾聴は、頭では理解できてもなかなか行動に移せないコミュニケーションで、話を遮ることなく、じっくり耳を傾けること

## 「傾聴」の姿勢で あたたかな地域づくりを

施設を訪問しての活動風景。相手の目を見

在宅の方への支援の場合、ケアマネージャーや対象者、家族などから、ボランティアセンターや地域包括支援センターに依頼が入るなど、その地域内での支援方法を模索した上で、一定のノウハウが必要と判断されるケースは「14の耳」へとコーディネートされます。

そうした状況から、会員向けの



60代を中心に構成されるシニアボランティア「14の耳」のメンバー



## ありのままの相手を受け止め 心の整理のお手伝い

### ●寝屋川市 傾聴ボランティア「14の耳」

#### ・受容と共感、から信頼築く

「14の耳」は施設や個人宅を訪問し、孤独感や悩みを抱える方への支援活動を行っています。

「傾聴で大切なのは素直に話を聴くことです。相手を否定せず、あ

りのままの存在を受け入れる『受容と共感』によって、信頼関係を築いていきます」と代表の笛木庸子さん。

#### 言葉がなくとも 心は通い合う

対象者は、独居で寂しい人、家族の介護に疲れている人など、いろいろな悩みを抱えています。活動の目標は、彼らが心中を整理できるよう手伝うこと。とくに軽度の在宅認知症患者の場合、話を聴いてもらえないストレスが悪化を招きやすく、傾聴によってその悪循環をやわらげることができます。

「支援された方のなかには、家族の介護生活でストレスを抱え込み、うつ病になったという女性がありました。が、傾聴を通じて思いを吐き出すことで落ち着きを取り戻しました。こうしたケースから考えてみても、傾聴がもたらす癒しの効果は大きいようです。『14の耳』の講座に参加して、人の話を聴くことの大切さに気づく人が少しでも増えれば、地域の中で

日頃からよりよいコミュニケーションが育つことにつながるのではないか」というか。傾聴ボランティアには、あたたかなまちづくりのヒントがあふれているようです。

化している昨今、自分の気持ちを素直に伝えることのできない寂しい人が増えており、だからこそ、傾聴ボランティアのような役割が求められていると笛木さんは感じています。

60代を中心に構成されるシニアボランティア「14の耳」のメンバー

# ボランティア・施設・社協との三者 協働して地域の傾聴ボランティアを養成

●吹田傾聴「ほほえみ」

## 命、平和について 考えるきっかけに

吹田傾聴「ほほえみ」の代表・長谷川美津代さんは、15年前に地域で福祉のボランティアグループを立ち上げ、高齢者施設で活動していました。

「介護保険制度が施行され、50代だった職員さんが20代へと若くなり、職員と利用者のコミュニケーションが難しくなりました。その上、現行の制度ではオムツを替える、お風呂に入れるなど身体介助サービスが介護報酬の対象となり、心のケアは対象外とされています。このため、職員さんは日常業務に追われ、利用者と関わる時間があまりもなくなっています」



吹田傾聴「ほほえみ」代表の長谷川美津代さん

相手の鏡になつて聴くこと

傾聴には、「聞」でなく「聴」が使われています。その違いは、「聞」で話をすれば「放つ」となります。しかし、それだけで不安や孤

独感が薄れ、認知症の方でも、笑顔をみせて下さいます」。

## 施設内の「ミニユーティにつながる「グループ傾聴」



「笑顔、アイコンタクト、うなづき」が活動の要。笑顔は「あなたを受け入れていますよ」という自己開示

## 「寄り添う」だけで 伝えあえる

施設には、単語でしか発話できない高齢者もいます。この場合、一緒にいても会話が成り立たません。そんな時には、1対1で行なう本来の傾聴とは少し手法が異なりますが、「グループ傾聴」が役立ちます。

「何人かでテーブルを囲み、懐かしい歌を一緒に歌います。歌詞が発話のきっかけにもなります。先日、「里の秋」を歌った後「栗は囲炉裏にいれて食べた」とおしゃつたので「気をつけないと話せますよね」といました。すると別の方が「切れ目を入れたら

最後に、活動の喜びについて長谷川さんに話していただきました。

「90歳の方が、18歳の頃の初恋の話をしながら、頬を赤くされました。何ともいい笑顔なんですよ。これがボランティアにどう

く」は話の内容を聞くこと。「聴く」は、五感を使って、相手がどのようなお気持ちでいらっしゃるのかを知ろうとすることです」と長谷川さん。

具体的には、どのように聴いているのかうかがいまし

た。

「相手のすべてを受け入れ、自分と考え方が違つても否定せず、共感しながら聴きます。

日常会話では、無意識のうちに相手のことを否定する場合が多いもの。例えば、「これ500円で買ったのよ」といえば「もっと安いところがあるのに」と、相手が喜んでいるのに、それを遮断したり、批判したりしています。しかし、傾聴では「嬉しい」と言われたうら「嬉しいんですね」と繰り返します。すなわち「相手の鏡になって聴く」のです。ただし「悲しい」とネガティブな気持ちを表現された場合は、ストレートに返さず、「悲しいと思われることがありますたんだしようか」などの言葉で相手を気遣いながら、相手が次に話されるまで静かに待ちます。ご自分から何か話をされたら、またそのフレーズを返します。そのうち、何をどう悲しんでもいるのか自分で気づかれ、気持ちを整理なさります。「話す」とは「放つ」とこと。しっかり聴いてくれる人のあとで「話す(放つ)ことができれば、それだけで不安や孤

い」と話し出されたんです。同じ屋根の下で暮らしていくても、個室を中心に行生活する人の中には、話すきっかけがなかなか見つからない方もいます。『隣の人だったね』と利用者同士のコミュニケーションが生まれていくことがグループ傾聴の利点です」。



▲「大阪傾聴塾」代表の池田久子さん

# 苦しみを和らげることを目指す傾聴ボランティアは、時代に求められている専門性の高い活動

大阪傾聴塾 代表  
池田 久子さん

## ■ 倾聴が求められる背景

人は、「元気な時でさえ、誰かに『聞いてもらえること』を必要としています。ましてや、様々な困難にあっては、いっそう強く、その気持ちを誰かに聞いてもらいたいと思うのではないでしょうか。

ところが、現代人は多忙で、誰もが時間に追われ、心のゆとりを失っています。自分の想いをじっくりと聞いてもらえる機会は、ほとんどありません。若くて健康で、深刻な問題を抱えていない場合は、スポーツや友人とのおしゃべりなどで、ストレスを解消することができるでしょう。しかし、困難の中にはいる人にとっては、非常に生きづらい環境だといえます。

現在、高齢者施設はもとより、病院のホスピス、フリースクール、あるいは被災地など、さまざまな場所で、傾聴ボランティアの必要性が高まっています。背景には、こうした、自分の想いを聞いてもらう場のない殺伐とした社会があります。困難を抱えた人々に、そのしづ寄せがきています。

**院のホスピス、フリースクール、あらは被災地など、さまざまな場所で、傾聴ボランティアの必要性が高まっています。背景には、こうした、自分の想いを聞いてもらう場のない殺伐とした社会があります。困難を抱えた人々に、そのしづ寄せがきています。**

## ■ 聽くことはそれだけで援助になる

困難を抱えた人たちの苦しみや悲しみを理解することは、不可能です。それでも、その人たちのお話を聞くことはできるのではないかと考えられたのが、傾聴ボランティアです。

日本傾聴塾の場合は、「傾聴とは何をどうすることか」の理論とスキルを学び、常に相手の苦しみに意識を向けながら聴いていきます。中には、苦しいことだけでなく、昔話を一生懸命されるお年寄りもいます。

日本傾聴塾の場合は、「傾聴とは何をどうすることか」の理論とスキルを学び、常に相手の苦しみに意識を向けながら聴いていきます。中には、苦しいことだけでなく、昔話を一生懸命されるお年寄りもいます。

そのため、例えば、日本傾聴塾では、講義、演習、実習、ありかえりティアです。傾聴ボランティアを始めて気をつくるのは、私たちが普段、いかに憶測で物を言っているかということです。人間は複雑で、同じ出来事があつたとしても、人にによって感じ方、受け取り方が違います。そのことに注意を払わず、物を言われたとしたら、自分ならどんな気持ちになるでしょうか。「わかつてもらえた」とは感じられないと思います。

人というのは、本来、自分で問題を解決する力を持っています。ですから、憶測されることなく、自分の想いを受け取ってもらえたならば、自分で気持ちを整理し、解決策をみつけていくことができるのです。

来年の4月で、活動を始めて8年、指導者になつて4年目を迎える。続けることができたのは、困難な状況の中にある多くの方と出会う。続けることができたのは、困難な状況の中にある多くの方と出会い、お話を聴かせていただく中で、自分自身の「死生観」や「人生観」を問い合わせていただく中で、問い合わせ続けることができているからかも知れないと感じています。

今後もさらに、地域の社会福祉協議会とも連携しながら、地域のニーズに応じて活動の場を広げ、地域に根ざした活動へと発展させていきたいと思っています。

私が、傾聴ボランティアを始めたきっかけは、60歳を前に、自分が老いていくことに大きな不安を感じていた時、新聞で「傾聴ボランティア養成講座」の存在を知り、そこへ行けば不安な気持ちを聴いてくれる人に会えるかも知れないと思ったこと。初めて高齢者施設を訪問した時に、相手のつらいお話を聴いているにもかかわらず、とても心地良い気持ちを味わったことが、傾聴ボランティアの原点にあると思います。それまでは老いていくことはつらくて耐え難いことだと想像していましたが、困難な状況の中で現実に老いを生きておられる方々のお話を聴き続けるうちに、自分の不安が小さくなっていることを実感しています。

4

自分の想いを人に上手に聴いてもらうことで、自分の気持ちが整理され、考えが整い、生きる意欲が湧いてくるのです。聴くだけで大きな援助につながっているのです。

大きな困難の中にある人も、こうした専門性を身に付けたボランティアにしっかりと聴いてもらうことで、元気になることがあります。相手の方が「聴いてもらえてよかったです」と思っています。

「憶測せずに相手を信頼する」。このことを普段の生活の中で意識しておこなうだけでも、コミュニケーションをスムーズにする手助けになります。

協議会とも連携しながら、地域のニーズに応じて活動の場を広げ、地域に根ざした活動へと発展させたいと思っています。

（問い合わせ先）大阪傾聴塾  
FAX 072-844-9088



▲各ボランティア連絡会から28人が参加しました



◀岸和田市災害ボランティア検討部会の研修では搬送を体験

午後は石油化学工場の防災システムを見学しました

9月29日、高石市で泉州ブロック交流会を開催し、泉州ブロックの各ボランティア連絡会での防火・防災の取り組みについて情報交換を行いました。情報交換会では「ボランティア連絡会と社協ボランティアセンターが協働し、災害ボランティア検討部会を設けている」「福祉教育として子どもたちと非常食の炊出し訓練をした」「ボランティア連絡会と地用火災警報器設置に関するアンケートをした」「防火の視点から、住宅ループの緊急連絡網づくりを行う予定」など各連絡会の取り組みにつ

いて報告がありました。

また今夏、水害を受けた兵庫県佐用町から消臭用の炭が必要だという情報が届き、岸和田市の自然保護ボランティアグループが竹炭を焼き、田尻町社協が調整し被災地に届けました。届けた竹炭は、老人福祉センターや作業所、保育所などで床下の悪臭取りに活用されました。

今回の交流会では様々な課題がある中で、どこに他団体と連携することの必要性が再認識されました。まずは、ボランティア、地区福祉委員会、社協、行政などがそれぞれの役割を理解していくところから始めていきたいと思います。

## 泉州発！防火・防災への取り組み

### 市民活動の今

#### Close up! 住民参加型在宅福祉サービス

住民参加型在宅福祉サービスとは、利用者と提供者が会員制の仕組みをとって非営利・有償で提供されるサービスで、制度の谷間にある地域住民のニーズに柔軟に対応する住民相互の助け合いを基盤とした市民活動です。

このコーナーでは、市民活動が多様化する中で、従来から先駆的な取り組みを行ってきた「住民参加型在宅福祉サービス」を取り材することで、これから市民活動のあり方を考えみたいと思います。

#### 子育て中の若い母親に寄り添う

高石市 NPO法人 泉ひまわりの会

泉ひまわりの会は在宅介護支援や配食サービスなどを行うNPOです。活動を進めるなかで、子育て中の若い母親や精神障がいを持つ人たちへのメンタルサポートが制度として十分で



▲配食サービスは利用者の制限を設げず、一般的な希望者にも対応

ないことを知り、自分たちでやろうと支援をスタート。悩み事の相談相手や家事の手伝いなどを中心に取り組んでいます。「育児不安でパニック状態のお母さんから連絡が入ったら、必ず誰



▲泉ひまわりの会理事長の喜谷和子さん(後列、左)と同会のメンバー

かが駆け付けます。私たちが育児を手伝うことで子どもと離れる時間をつくり、話を聞いてあげるだけで相手は落ち着くんです」と喜谷さん。同会には保育士や看護師、栄養士、教員免許など資格取得者が多く、さまざまな専門性を地域のために活用したいというメンバーが集まっています。一人ではできないことでも、複数のメンバーが少しづつ時間をやりくりすることで、支援を求めていた相手も住み慣れた街で生活を続けられる。それが住民参加型活動のよさです。

将来は同会のメンバーが集まり、「私たち自身が楽しめるデイサービス」をつくりたいそう。「趣味や生涯学習などそれまでの各自の生活は守りつつ、困ったことは助け合える憩いの場です。『既存にはない、こんなサービスがほしい』と思ったら、自分たちでどんどんつくっていけばいいと考えています」。



# 拠点活かして連携の輪を育てる

阪南市社会福祉協議会 ボランティアセンター



## 活動が発展

阪南市におけるボランティア活動の特徴は、団体や組織のネットワークが幅広く構築されており、連携活動が生まれやすいことです。まず基盤となるのは福祉委員会と連携した小学校区単位のボランティア活動。設立以来、12の校区がそれぞれに授産施設の手伝いや高齢者の食事会などを実施してきました。各校区のボランティアコーディネーターが中心となって活動を調整しています。校区同士のつながりから新しい取り組みも市全体



に広がりやすく、気運が高まっているそうです。先日も精神障がい者作業所で作られたデザートのある校区の高齢者会食会で注文し、障がい当事者メンバーと協働して配膳を行なうという取り組みがあり、これがとても好評で「早速うちでもやろう」と、他の校区で同様の取り組みが始まりました。

運営委員会ではその校区活動者を中心に、施設、行政、NPO関係者等が参加して今後のセンター事業計画について話し合っています。施設関係者からの活動提案、若者向けボランティア育成講座企画など、ニーズを反映した事業の実践に向けて活発な議論が展開されています。

## 検討委員会の立ち上げ

さらに昨年度、「阪南市ボラン

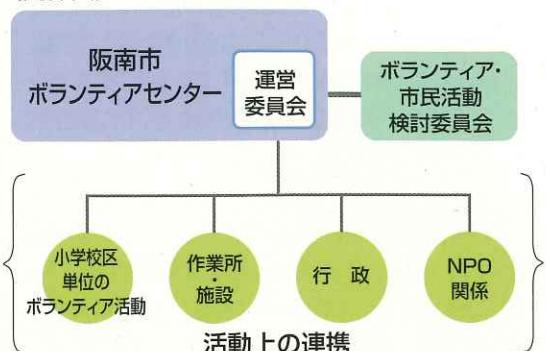
ティア・市民活動検討委員会」を立ち上げました。メンバーはNPO、当事者団体、個人の活動者、社会福祉協議会関係者など。社会福祉協議会の事業に関わる団体だけでなく、さまざまな団体と情報交流し、市内における活動をつなげ、発展させていくことを目的とする組織です。会ではNPOや市民活動の現状や活動者の人材発掘をテーマとした勉強会などを実施。「おかげで異なる分野の活動についても知識が深まり、協力の輪が広がりました。地域から何かの相談を受けた際も、すぐ適任者が浮かび、スムーズにこどが運びます」と運営委員長兼検討委員会副委員長の金井睦子さん。

「例えば、子どもに関わる活動を希望する校区福祉委員と子育て支援のNPOメンバーが知り合ったことがきっかけで、校区での高齢者対象の茶話会に子どもたちを招き、NPOと茶話会参加者が一緒に遊びを通じて子育てを行うという取り組みを12月から始めるに決まりました」。

## 活動拠点で情報交流

ハード面では、11月に市内のボランティア団体が共同で利用できる活動拠点が「ふれ愛ホーム」内にオープン。検討委員会の会議のほか、活動団体への印刷機等事務機器の貸し出し、情報の収集や発信に活用できます。「受け付けもボラン

### 〈関係図〉



ティアの役目です。まだオープンしてばかりなので、どう活かしていくのか、これからが楽しみですね」と金井さん。一方、ボランティアセンター職員の猪俣さんは「活動を応援する立場として、できるだけ活動者の声に耳を傾けたいですね。各団体の意向を尊重しながら、センターの専門性を発揮して提案や助言を行いたい」とエールを送ります。

今後活動拠点はさらに情報機能を充実させて、阪南市内のボランティア団体のチラシやパンельなどの資料を整える予定。今後の発展が楽しみです。

# 情報コーナー

◆東大阪市

## 第12回

### 東大阪ふれあい夢フェスティバル

世代や障がいの壁を超えて、みんなが楽しく自由に交流することを目的とし、防災やボランティア活動の輪が広がることを目指して開催します。「防災とボランティア週間」にちなみ、活動のパネル展示やボランティア活動に関する相談コーナー。見学者200名にぜんざいを用意しています。

◆日時／平成22年1月17日(日)午前11時～午後3時  
 ◆場所／街の駅 クレアホール布施(1階)多目的ホール  
 ◆申込／申込・参加費不要(どなたでも)  
 ◆問合せ／東大阪市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター  
 ☎06(6789)5550 FAX.06(6789)2924

◆門真市

## 第48回 点字教室

門真市在住・在勤(中学生以上)で、初めて点字を学ぶ人を対象に点字教室を開催します(全10回)。視覚障がい者への情報伝達手段の一つとしての点字を習得していただき、点字ボランティアの養成をはかるための講座です。

◆日時／平成22年1月20日～3月24日(毎週水曜日)  
 午前10時～12時  
 ◆場所／門真市保健福祉センター(1階)ボランティアルーム  
 ◆定員／15名(先着順) ◆受講料／500円  
 ◆問合せ／門真市ボランティアセンター  
 ☎06(6902)6453

◆大阪狭山市

## 音楽ボランティア養成講座

大阪狭山市在住・在勤・在学で、音楽ボランティアに興味のある人を対象に、音楽ボランティアとは何か、実例を交えての講義や音楽をつかった実演等を行います。  
 ◆日時／平成22年1月23日(土)・30日(土)・2月13日(土)午後2時～3時30分  
 ◆場所／大阪狭山市立公民館  
 ◆講師／音楽療法士 朝川 都氏  
 ◆問合せ／大阪狭山市社会福祉協議会ボランティアセンター ☎072(367)6601

◆泉南市

## 災害ボランティア研修会

テーマは災害時のボランティアの役割。いざという時にボランティアとして何ができるか?そして地域や組織での協力体制の取り方など、講師を招いて研修会を行います。

◆日時／平成22年1月25日(月)午後1時30分～3時30分  
 ◆場所／泉南市総合福祉センター(あいびあ泉南)3階 研修室1  
 ◆定員／約50名  
 ◆問合せ／泉南市社会福祉協議会  
 ☎072(482)1027 FAX.072(482)1618

◆岸和田市

## 第68回 ボランティアサロン開催!

何か始めたい人、ボランティアについて聞きたい人など、お気軽に越しください。サロン後は個別相談もお受けします。

◆日時／平成22年2月20日(土)午後2時～4時  
 ◆場所／岸和田市立福祉総合センター  
 ◆申込／申込・参加費不要  
 ◆問合せ／岸和田市ボランティアセンター  
 ☎072(430)3366 e-mail vc@syakyo.or.jp

◆大阪府ボランティア・市民活動センター

## 平成21年度 ボランティア アドバイザー・リーダー研修会

ボランティア・市民活動が活発化し、多様化する中でボランティアアドバイザーやリーダーには様々な相談が寄せられたり、他団体とのネットワークの要になるなどの役割がますます重要になってきています。そこで、ボランティア・市民活動の現状や課題を明らかにし、実際の事例を通じてアドバイザーやリーダーとして相応しい、相談技術を習得することを目的に開催します。

◆日時／平成22年2月22日(月)午前10時30分～午後3時30分  
 ◆場所／大阪府社会福祉会館(4階 研修室3)  
 ◆対象／ボランティアアドバイザー・リーダー、もしくはこれをを目指す人、新任ボランティアコーディネーター、ボランティア担当職員など  
 ◆内容／シンポジウム、ワークショップ・事例検討  
 ◆定員／50名  
 ◆参加費／500円  
 ◆締切／2月10日(水)  
 ◆問合せ／大阪府ボランティア・市民活動センター  
 ☎06(6762)9631 FAX.06(6762)9679

## 大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター ☎542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL : 06-6762-9631 FAX : 06-6762-9679

市町村名	所在地	電話	FAX	市町村名	所在地	電話	FAX
<b>北 摂</b>							
池田市	〒563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444	河内長野市	〒586-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
茨木市	〒567-0888 茨木市駅前4-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0086	太子町	〒583-0991 太子町大字春日963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
島本市	〒618-0022 島本市桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325	千早赤阪村	〒585-0041 千早赤阪村大字水分195-1 保健センター内2階	0721-72-0294	0721-70-2037
吹田市	〒564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202	富田林市	〒584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
摂津市	〒566-8555 摂津市三島1-1-1 摂津市役所西別館1階	06-6318-1128	06-6383-9102	羽曳野市	〒583-8585 羽曳野市鷙田4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
高槻市	〒569-0804 高槻市辻屋町3-1-303 グリーンプラザたかつき3号館3階	072-683-2200	072-683-2209	東大阪市	〒577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
豊中市	〒560-0023 豊中市岡上の町2-1-15 豊中市立こやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005	藤井寺市	〒583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
豊能町	〒563-0101 豊能町吉川187 町立保健福祉総合施設豊悠プラザ内	072-738-5370	072-738-0524	松原市	〒580-0043 松原市阿保1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294
能勢町	〒563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623	八尾市	〒581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
箕面市	〒562-0036 箕面市船場西11-35 箕面市総合保健福祉センター分館	072-749-1535	072-727-3590	<b>泉州</b>			
<b>河 北</b>							
交野市	〒576-0034 文野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3737	泉大津市	〒595-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
門真市	〒571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456	和泉市	〒594-0041 和泉市いわ野5-1-7 和泉中央駅前歩行者デッキ・アメモール1階	0725-57-0294	0725-57-3294
四條畷市	〒575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888	泉佐野市	〒598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立福祉センター内	072-464-2259	072-462-5400
大東市	〒574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828	貝塚市	〒597-0072 貝塚市畠中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	072-439-0035
寝屋川市	〒572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166	岸和田市	〒596-0076 岸和田市野田町1-5-岸和田市立総合福祉センター内	072-430-3366	072-430-3367
枚方市	〒573-1191 枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉社会館ラボルひらかた内	072-841-0181	072-841-0182	熊取町	〒590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
守口市	〒570-0083 守口市京阪本通2-13-1 さつきホールもぐらち内	06-6992-2715	06-6993-0134	泉南市	〒590-0521 泉南市樽井1-8-47 泉南市立総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
<b>河 南</b>							
大阪狭山市	〒589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	高石市	〒592-0011 高石市加茂4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
柏原市	〒582-0018 柏原市大字県4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-972-6761	田尻町	〒598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5015	072-466-8841
河南町	〒585-0014 河南町大字白木137 河南町保健福祉センター内	0721-93-6299	0721-93-5299	忠岡町	〒595-0812 忠岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
<b>河 南</b>							
岬町	〒599-0303 観音町深日3238-24	0721-0303	0721-0303	阪南市	〒599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア情報センター TEL : 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL : 072-232-5420

ホームページでも  
ボランティア情報を発信中!

大阪ボランティア情報ネットワークでは、府内の福祉、環境、国際協力などさまざまなボランティア活動推進機関の協力を受け、ボランティア・NPO活動情報や団体情報を提供しています。みなさんのアクセスをお待ちしています。  
<http://www.osakafusyakyu.or.jp/ovn/index.html>



また、以下のホームページでもボランティア情報を発信しています。ボランティア団体の情報、研修や勉強会、イベントの案内などボランティア活動に役立つ情報を公開されています。ぜひご活用ください。

- 大阪市ボランティア情報ネットワーク  
<http://www.osakacity-vnet.or.jp/index.html>
- 主に関西! ボランティア・市民活動情報ネット(KVネット)  
<http://www.kvnet.jp/>

ボランティアセンターでは、窓口や電話で  
ボランティアに関する相談を受け付けています。  
お近くのボランティアセンターへ行ってみよう!



# ボランティア活動中の事故を防ぐために

安全で楽しいボランティア活動を行うために、本年度における活動中の事故の傾向をご紹介します。一番多いのは、活動中や準備、片付け中ににおける転倒やつまづきによる負傷です。例えば、会場内のロープに足がひっかかり、ねんざや骨折をしてしまうといったケースです。

その次に、活動先からの行き帰りに自転車やバイクで接触、転倒してしまう事故が多く発生しています。続いて、ソフトボールやキックベー

スなど球技中のケガ、会食会などの食事サービス中の切り傷ややけどの発生頻度も高くなっています。

このような事故を防ぐために、まず時間に余裕を持った活動計画を組み、疲れたと感じたときには休憩を取りながら活動を行いましょう。

また、活動中だけでなく、往復途上も自転車やバイクのライトを早めに点灯するなど十分に注意しましょう。

## ボランティア・市民活動保険のごあんない

### ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険

補償内容		日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。			
傷害部分	本人のケイア	死亡・後遺障害保険金額	B プラン 2,935 万円 C プラン 1,281 万円		
	本人のケイア	入院保険金日額	9,000円 6,000円		
	本人のケイア	通院保険金日額	6,000円 4,000円		
	本人のケイア	手術保険金	9・18・36 万円 6・12・24 万円		
	本人のケイア	特定感染症	補償します 補償します		
	本人のケイア	天災	× 補償します		
賠償部分	対人	5 億円限度額 (免責なし)			
	対物	年間保険料 500 円 700 円			
加入対象	社会福祉協議会に登録、届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体				
対象活動	・無償であること (交通費、食事代など除く) ・自助活動ではないこと				
保険期間	平成 21 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)				

### 各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険

就業中のみの危険担保・準記名式契約特約(一部付保)付帯普通傷害保険/賠償責任保険(施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険)

補償内容		ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。			
傷害部分	本人のケイア	A プラン	B プラン		
	本人のケイア	死亡・後遺障害保険金額	490 万円 916 万円		
	本人のケイア	入院保険金日額	3,000円		
	本人のケイア	通院保険金日額	2,000円		
	本人のケイア	手術保険金	3・6・12 万円		
	対人	1 名 1 億円限度額 (免責金額なし) 1 事故 2 億円限度額 (免責金額なし)			
賠償部分	対物	年間保険料 4,900 円 6,300 円			
	対物	1 事故 500 万円限度額 (免責金額なし) 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度額			
加入対象	社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合には加入できません。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された団体・グループ				
保険期間	平成 21 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (中途加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)				

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。なお、上記の内容は平成21年4月1日から平成22年3月31までのものです。



三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 TEL.540-8677 大阪市中央区北浜 4-3-1

MSIG TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ www.ms-ins.com

### 各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険

傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約付傷害保険（I型）・国内旅行傷害保険（II型）／賠償責任保険（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

補償内容		日本国内において「ボランティアグループや NPO 法人の市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入いただくものです。※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。								
傷害部分	本人のケイア	I 型（宿泊なし） II 型（宿泊あり）		500 万円	3,000円					
	本人のケイア	死亡・後遺障害保険金額								
	本人のケイア	入院保険金日額								
	本人のケイア	通院保険金日額								
	本人のケイア	手術保険金								
	対人	1 名 1 億円限度額 (免責金額なし) 1 事故 2 億円限度額 (免責金額なし)								
賠償部分	対物	1 事故 500 万円限度額 (免責金額なし) 受託物のみ 1 事故・保険期間中 500 万円限度額								
	対物	年間保険料 A 区分 30 円 B 区分 134 円 C 区分 262 円		1泊2日 208円 4泊5日 314円 2泊3日 257円 5泊6日 322円 3泊4日 265円 6泊7日 330円						
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体									
保険期間	行事期間中 (開催前日までに受付が必要)									

### 移送サービス活動に 移送中事故傷害保険

タイプ I : 交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険  
タイプ II : 自動車搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険  
※この保険は平成22年3月31日をもって、「制度廃止」になりますのでご承ください。

補償内容		日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭乗している間の急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。					
傷害部分	本人のケイア	I 型（車両特定） II 型（車両不特定）		226.0 万円 192.4 万円	3,000円		
	本人のケイア	死亡・後遺障害保険金額					
	本人のケイア	入院保険金日額					
	本人のケイア	通院保険金日額					
	本人のケイア	手術保険金					
	対人	1 名 1 億円限度額 (免責金額なし) 1 事故 2 億円限度額 (免責金額なし)					
賠償部分	対物	年間保険料 2,000 円 (乗車定員 1 名) 2,000 円 (利用者 1 名)					
	対物	加入対象 社会福祉協議会や加入要件(☆)を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆大阪府社会福祉協議会の会員団体および大阪府社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。					
保険期間	平成 21 年 4 月 1 日から翌年 4 月 1 日まで (途中加入者は加入手続き完了した日の翌月 15 日から)						

各種損害保険・生命保険取扱 (株)島本保険事務所

Tel.541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号  
大阪センタービル2階 (伊藤忠ビル)

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686